

広島県告示第九百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
吉木（七七一三一一） 崩壊 急傾斜地の	広島県山県郡北広島町吉木及び同郡安芸太田町大字穴地内	表区域のとおり	表区域のとおり
吉木（七七二二一一） 崩壊 急傾斜地の		区域の名称	区域の名称
次の図のとおり		の自然現象の発生原因となる 土砂災害	の自然現象の発生原因となる 土砂災害
次の図のとおり		号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令令に害等土砂第二示 め第へ関防に砂に表 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令令に害等土砂第二示 め第へ関防に砂に表 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。